

## 決 議

昨年4月1日より施行された「保険業法等の一部を改正する法律」(以下、新保険業法)の改正の趣旨は「共済」の名を利用して不特定多数の消費者に無認可で保険を販売し、消費者被害をもたらした「ニセ共済」を規制することであった。しかし実際には私たちが会員相互の助け合い制度として実施している自主共済も同列視され規制の対象とされた。

金融審議会は、「構成員が真に限定されるものについては、特定のものを相手方とする共済として、従来通り、その運営を専ら構成員の自治に委ねることで足り、規制の対象外とすべき」と指摘していた。また、国会審議の中でも伊藤金融大臣(当時)が「実態に配慮」とともに「共済の果たしてきた役割を評価していかなければならない」旨、答弁した。さらに山本金融大臣は165回臨時国会と今166回通常国会において「新しい保険業法のもとでも温かい何らかの仕組みづくりができないか悩んでいる」「各共済の事業継続に向けて実情をよく伺いながら、引き続き、きめ細かくご相談ののっていきたい」旨の答弁をした。

しかし、こうした大臣答弁にもかかわらず、4月24日の国会質疑の中で、昨年9月30日までに特定保険業者の届出を行った389団体のうち4割が廃業する見通しが明らかにされた。この事実は、これまで構成員のために運営してきた共済の多くが、制度の廃止や変更を余儀なくされていることを示しており、新保険業法が日米財界の市場拡大要求を受けた「共済つぶし」のためのものであることを浮き彫りにした。

私たちは、医療従事者、商工自営業者、登山者など、それぞれの団体が会員の生活を守るため共済制度を発足させ、長年に亘って健全に運営し、多数の会員が加入する助け合いの制度として発展させてきた。このような共済は日本の社会に広く定着し、市民生活や地域経済、地域医療を支えるなど重要な役割を担ってきたことは明らかだ。

私たちは、新保険業法の適用除外を求める運動を共同して進めるため、本日「共済の今日と未来を考える千葉懇話会」を発足させた。

私たちは、4年後の新保険業法の「見直し」の危険性を訴え、現在適用除外になっている団体、制度共済実施団体とも広く手を結び、各団体がその組織の目的の一つとして掲げ、団体の会員のために自主的に運営している共済を今後とも健全に運営できるよう、次のことを求めて運動をしていくことを決意する。

- 1、国は、自主的な共済を新保険業法の適用除外にすること。
- 2、国は、共済を運営する団体に対して憲法に保障された結社の自由を踏みにじる不当な干渉を行わないこと。

以上、決議する。

2007年6月15日

共済の今日と未来を考える千葉懇話会結成総会